

第11期龍郷町分別収集計画書

(令和8年度～12年度)

令和7年8月 策定



鹿児島県龍郷町

目 次

1・計画策定の意義	1
2・基本的方向	1
3・計画期間	1
4・対象品目	1
5・各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6・容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策 に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7・分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8・各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3・4
9・各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10・分別収集を実施するものに関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11・分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5・6
12・その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要 な事項	6

第 1 1 期龍郷町分別収集計画書

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなってきています。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみ、環境問題に関する意識の啓発
- ② ごみの減量化とリサイクル運動を推進する
- ③ 再商品化の利用促進
- ④ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改訂する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル、を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

年 度	8	9	10	11	12
人 口	5,896人	5,862人	5,845人	5,828人	5,811人
スチール製容器	31 t	30 t	30 t	30 t	30 t
アルミ製容器	14 t				
ペットボトル	11 t				
無色びん	4 t	4 t	4 t	4 t	4 t
茶色のびん	8 t	8 t	8 t	8 t	8 t
その他のびん	3 t	3 t	3 t	3 t	3 t
段ボール	79 t	79 t	79 t	79 t	78 t
プラスチック	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
合 計	150 t	149 t	149 t	149 t	149 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集実施に当たり、アンケート調査を行う等により、町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

・地域の団体との連携

地域女性団体連絡協議会の協力により、女性団体の年間計画の取組として、マイバックキャンペーン、3R運動を強力的に推進する。

さらに、教育委員会と連携して、各学校での環境教育の充実を図り、エコクラブを設置するなど、低年齢期から環境に対する意識を醸成させる。

・販売包装の有料化

大島地区衛生組合と連携してレジ袋等容器包装を使用せずに、マイバックの啓発を推進する。

・ごみ有料化

ごみ有料化を実施し、住民のごみ排出量の抑制及びごみの減量に対する意識の啓発を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、町民の協力度、町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下記右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

（法第8条第2項第4号）

年 度	8		9		10		11		12	
人 口	5,879人		5,862人		5,845人		5,828人		5,811人	
主としてスチール製の容器	31 t		30 t		30 t		30 t		30 t	
主としてアルミ製の容器	14 t									
無色のガラス製容器	(合計) 4 t									
	(引渡)量 4 t	(独自)処理量 t								
茶色のガラス製容器	(合計) 8 t									
	(引渡)量 8 t	(独自)処理量 t								

その他のガラス製容器	(合計) 3 t									
	(引渡) 3 t	(独自) t								
主として段ボール製の容器	31 t		30 t		30 t		30 t		30 t	
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするもの	(合計) 11 t									
	(引渡) 11 t	(独自) t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{予想人口}$$

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
5,879人 (対前年度比) 0.99%	5,862人 (対前年度比) 0.99%	5,845人 (対前年度比) 0.99%	5,828人 (対前年度比) 0.99%	5,811人 (対前年度比) 0.99%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	町による定期回収	大島地区衛生組合
	アルミ製容器			

ガラス	無色のガラス製容器	びん類	町による定期回収	大島地区衛生組合
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール	段ボール	町による定期回収	・大島地区衛生組合 ・圧縮・梱包を行い民間事業所
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収	大島地区衛生組合

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	缶 類	指 定 袋	パッカー車	不燃・粗大ゴミ処理施設で圧縮整形し売却
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	コンテナ (指 定)	平ボディ車	ビン類は選別し大島地区衛生組合で保管，引き渡し
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
段ボール	段ボール	梱 包	パッカー車	・大島地区衛生組合で保管，処理 ・圧縮、梱包し民間事業所が保管，処理
ペットボトル	ペットボトル	ネット（指定）	平ボディ車	圧縮、梱包し民間事業所が保管，処理

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑に、かつ効率的に進めていくため、町民や事業者、行政担当者、女性団体などで協力体制を構築し、組織化を進めていく。

さらに、毎年度、分別収集計画記載事項や実績を確認、記録し、次回の計画見直し時には、その記録をもとに事後評価を行うこととする。